

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和四年三月一日付けで公告した令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、試験場を変更したので次のとおり公告します。

令和四年九月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

令和四年三月一日付けで公告した令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
二の2の(二)中「奈良春日野国際フォーラム（奈良市春日野町一〇一）」を「ホテルリガ
ーレ春日野（奈良市法蓮町七五七―二）」に改める。